

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第20号

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 専用使用（体育館を除く。）の表中

「

陸上競技場		51,000円	51,000円	102,000円	64,000円		
同附属 設備	会議室						2,300円

」

を

「

陸上競技場			102,000円	102,000円	204,000円	128,000円		
同附属 設備	会議室	大会議室（1 室につき）						2,700円
		小会議室（1 室につき）						2,300円
		特別大会議室	94,800円	94,800円	189,600円	118,900円		
		特別小会議室	22,800円	22,800円	45,600円	28,700円		
	貴賓室（1室につき）		10,500円	10,500円	21,000円	13,200円		

」

に改め、同表備考第5号中「2分の1」の次に「（陸上競技場を使用する場合にあっては、4分の1）」を加え、同表備考中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同表備考第6号中「前3号」を「第3号から第5号まで」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考第5号の次に次の1号を加える。

- 6 陸上競技場を使用する場合において1階の観覧席のみを使用するときの利用料金の基準額は、この表に定める額又は第2号から第4号までに定める額の2分の1に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他陸上競技場及びその附属設備を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。